

## 平成26年第8回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 総会  
2・日時 平成26年8月1日(金) 午後15時00分～16時05分  
3・場所 有田町庁舎 第4・5会議室

### 4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(1件)

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に  
係る意見調書について

議案第6号 農地利用集積円滑化事業規定の変更承認申請に係る意見聴取について

その他 農業者年金加入推進部長について

### 5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		立部 正則	6	○		岩永 久司
(13)副会長	○		前田 裕男	7	○		前田 稔
1	○		島田 満	8	○		福島 晴人
2	○		福田 タエ子	9	○		藤 俊信
3	○		庄山 嘉	10	○		円田 スマ子
4	○		淵ノ上 隆司	11	○		山口 俊彦
5	○		桑原 寛三	12	○		福田 君雄

## ○農業委員会総会議事録

### ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成26年第8回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに立部会長より、ご挨拶をお願いいたします。

### ○会長挨拶

こんにちは。先月の転作確認での現地立会はお疲れ様でした。今回は、農業委員の研修が予定されています。政府では農業委員の改選制度廃止案を出されていますが、このままの状態だと制度の改悪も予想されます。最悪、選挙せずに市長若しくは町長が任命するという事態になりかねません。ですので、今回の研修会に出席され、次回の総会で県への要望なりするかも協議したいと思いますので、各委員さん方もご多忙でしょうが、出来るだけ参加して下さい。

これで議題に入りたいと思いますので、私の挨拶とさせていただきます。

### ○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は立部会長をお願いいたします。

### ○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、2番(福田タエ子)・4番(淵ノ上)委員をお願いします。

### ○議長

日程第二 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番ですが、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

～資料読み上げ～

今回の申請は、譲渡人・譲受人の双方の要望により所有権の移転をされます。申請地は、譲受人の家の前ということもあり、管理は譲受人が行っており、苗床として使用されておりました。また、一部が家への進入路にかかっているため、一年以内に一部を分筆し、転用をするよう確約書を提出して頂いております。

以上により、譲受人については、面積要件・取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の第2項の許可条件は全て満たしております。

## ○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

## ○8番

対象農地は、〇〇地区となります。現地は家の前であり、苗床として利用されていたことから、適正な管理をされてきたものと判断しています。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。農地法第3条の申請1番について許可することに、賛成の方の挙手を求めます。  
全員賛成により、農地法第3条の申請1番は、許可されました。  
続きまして、議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請1番についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～資料読み上げ～

本申請は、今回自宅リフォームに伴い、水回り等の改修を計画されており、合併浄化槽の設置を考えておられ、設置場所として申請されております。

排水計画は、自宅横の水路へと計画されており、許可することに問題はないと思われまます。

## ○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

## ○8番

申請農地は〇〇地区にあり、既に現地は宅地として利用されており、排水関係も問題ないので、追認で良いかと思えます。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

## ○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第4条の申請1番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第4条の申請1番は許可相当として、県知事に意見書を送付致します。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の2番を議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～資料読み上げ～

本申請地は、追認となります。昭和〇〇年頃に自宅を増築される際に、進入路として狭いため埋め立てを行い、拡張され現在に至っております。

始末書も添付されており、現況と変わるものではありませんので、許可することに問題はないと思われます。

## ○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

## ○9番

申請地は、〇〇地区です。隣接者の同意も得られており、問題は発生しないと思えます。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

## ○議長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第4条の申請2番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第4条の申請3番は許可相当として、県知事に意見書を送付致します。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1番についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～～資料読み上げ～

本申請地は、譲渡人と譲受人とは親子関係であり同居されております。今回、〇〇に家族が増え、また、譲渡人も高齢となり、今後の事を考えて、本宅での近接地で平屋の家を計画されています。

今回、一筆を分筆されており、分筆後の残地については、今後家庭菜園等をされる予定です。排水等についても浄化槽で北側の水路に計画されており、許可することに問題ないと思われま。

## ○議長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

## ○8番

申請地は、〇〇地区にあります。排水についても考慮されており、相続後の隠居家との事、問題ないと思います。

## ○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

## ○議長

質問がないようですので、採決に移ります。

農地法第5条の可申請1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 農地法第5条の申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

## ○事務局

第4号第1番の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～～議案書朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

## ○4 番

使用貸借だが、耕作面積が従前と後が全く同数、本当にこのままで良いのか？同居だから同数で良いのか？

## ○事務局

農業公社を利用する場合には、受人の耕作面積が84アールを超える必要があります。現在、譲渡人と同居されておりますが、別世帯であったため、耕作はされておりますが、その要件を満たしておられません。そこで今回の申請で、貸借契約を結び、耕作面積を確保され、後に公社を通した、所有権を行われる予定となっております。面積の増減が無いのは、耕作面積自体は、農家台帳で管理している世帯で、集計しております。そのため、今回の件は、世帯内での移動と捉え、面積の増減は無い状態で表記されております。

## ○議 長

質問が終わりました。採決に移ります。

議案第4号第1番について、集積計画の作成の要請をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第4号第1番は、承認されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化法第13条第4項の規定により、町に農地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見調書についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

本構想を変更する場合は、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定及び同施行規則第2条により、農業委員会の意見を聴取することとされております。

変更内容については、農政担当の野中より説明をいたします。

～～資料により説明～

## ○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

## ○4番

認定新規就農者の年間労働時間の目標が2,000時間となっているが、あまりに多すぎないか？  
通常のサラリーマンでは、週40時間の52週勤務となる(260日)。この場合で、約2,000時間。祭日(18日)や年末年始、年時休暇を考慮すると、1,000数百時間になるはずだ。230日とした場合、約2,000時間。

## ○事務局

認定農業者の方が経営改善計画に記載される現状の年間労働時間は、2,600時間と書いてあることが多いです。今回の時間設定は、あくまで5

年後の目標設定です。予定としては、8時間労働が250日あるものと想定しています。250日を52週で割ると、約5日間ですの  
で、サラリーマンと変わりません。一般企業で月勤務時間が155時間、月20勤務なら約8時間です。また、サラリーマンの拘束時間  
は9時間ですので、230日とした場合、約2,000時間となります。そう極端な勤務過長ではないでしょう。

さらに、年間農業所得が安定的な農業経営の6割程度の250万円としていますが、これもあまりに高く設定すると、達成困難となりますので、この数字としております。

## ○12番

新規就農者で青年という表現になっているが、何歳が基準？

## ○事務局

国が進める青年就労給付金事業の対象者は、45歳までとなっています。

## ○議長

他に意見・質問ありませんか。

ないようでしたら、今出ました意見については、意見書として町へ提出することといたします。

続きまして、議案第6号 農地利用集積円滑化事業規定の変更承認申請に係る意見聴取についてを議題といたします。  
事務局より、議案説明をお願いします。

## ○事務局

内容については、農政担当の野中より説明をいたします。  
～～内容説明～

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

## ○議 長

農地中間管理事業が創設されたら、農地保有合理化公社はなくなるということ？

## ○事務局

はい、農地保有合理化事業は廃止されますが、これまでの事業が名称を変えて行われるということです。

## ○議 長

他に意見・質問ありませんか。

質問がないようですので、採決に移ります。

議案法第6号 農地利用集積円滑化事業規定の変更承認申請に係る意見聴取について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 農地利用集積円滑化事業規定の変更承認申請は、承認されました。

続きまして、農業者年金加入推進部長についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

昨年度より新たな推進期間に入っていますが、3年間の加入目標が2人で、今年度も昨年度に引き続き、推進委員は1名体制との説明を受けております。

農業者年金の加入促進については、農業委員さんの業務の一環として、皆様に日頃より活動して頂いておりますが、その代表ということで、加入推進委員さんを1人決めて頂けなければいけません。事務局としましては、昨年の馬場委員さんから引き続き対象者名簿の選定と勧誘をして頂いております藤委員さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご協議よろしくをお願いします。



## ○議 長

事務局より提案がありましたが、提案通りで藤委員さんよろしいでしょうか？

## ○9 番

了解しました。

## ○議 長

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

以上で本日の協議事項は全て終了しましたが、事務局から他に連絡等ありますか。

## ○事務局

2点の連絡を、致します。

1点目は、二ノ瀬地区の伊万里有田共立病院のヘリポート設置に係る、駐車場利用目的の水田借用の件です。昨年9月の総会で、一時転用申請を受けています。借用期間の終了報告を受けましたので、報告します。

次に、8月21日に予定されています、農業委員地区別研修会についてです。武雄会場となっています。出欠確認をお願い致します。

## ○議 長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

平成二十六年第8回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は九月一日(月)の予定です。

総会 16時05分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 2 番

署名 4番

書記 木寺 正文